

水土里保全活動支援事業実施要領

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 26 産労農振第 2113 号
最終改正 令和 7 年 8 月 22 日 7 産労農振第 1380 号

第1 趣旨

水土里保全活動支援事業については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知）、水土里保全活動支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2112 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより実施する。

第2 促進計画

- 1 要綱第 5 の 3 に規定する区市町村長が制定又は変更する促進計画に係る様式は、別記様式 1-1 及び 1-2 に定めるとおりとする。
- 2 法第 7 条第 6 項に基づく公表に係る様式は、別記様式 1-3 に定めるとおりとする。

第3 事業計画

- 1 広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）が作成する事業計画書の様式は、別記様式 2-1 に定めるとおりとし、対象組織は、区市町村長に提出するものとする。
ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項に規定する活性化計画が作成されている場合であつて、その添付書類（別記 2-1、別記 2-2、別記 4-1、別記 4-6）を対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。
- 2 法第 7 条第 1 項に基づく事業計画の認定の申請に係る様式は、別記様式 2-2 に定めるとおりとする。
- 3 要綱第 5 の 5 の事業計画の変更認定申請は、変更があつた事業計画書に活動計画書等を添え、区市町村長に提出するものとする。
- 4 事業計画書の提出期限は、事業を開始する年度の 6 月 30 日までとするが、特別な事情がある場合には別記様式 3-2 で届出を行ったときは 10 月 31 日まで延長することができる。
- 5 要綱第 5 の 3 に規定する区市町村長が認定する事業計画書の様式は、別記様式 3-3 に定めるとおりとする。

- 6 要綱第5の5に規定する区市町村長が変更を認定する事業計画書の様式は、別記様式3-3に定めるとおりとする。

第4 活動計画

- 1 対象組織が作成する事業に係る活動計画書の様式は、別記様式4-1に定めるとおりとする。
- 2 対象組織が作成する活動記録、金銭出納簿、実施状況報告書の様式は別記様式4-2から4-4に定めるとおりとする。
- 3 対象組織は、構成員一覧を含む規約を作成することとする。なお、構成員一覧の様式は、別記様式4-5に定めるとおりとする。
- 4 対象組織が、土地改良区その他区市町村以外が所有又は管理する施設を対象とした要綱第2の資源向上活動支援に係る事業を実施する場合は、別記様式4-6に定める確認書を締結することとする。

第5 事業実施計画

- 1 要綱第5の1に規定する区市町村長が、毎年度、作成する事業に係る事業実施計画書の様式は、別記様式3-1に定めるとおりとする。
- 2 区市町村長は、事業実施計画書を変更したときは、当該計画を知事に提出するものとする。
- 3 要綱第5の7に規定する事業者は、毎年度、事業に係る実施計画書について、別記様式7-1、変更するときは、別記様式7-2を知事提出し、承認を受けるものとする。

第6 活動の実施

- 1 対象組織は、毎年度、あらかじめ総会の議決等所要の手続きを経て実施方法等を決定すること。
- 2 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の対象とする施設の種類、規模や補修又は更新等の内容に応じて、施設の管理者等が求める基準等に沿って設計、施工管理等を行うこと。
- 3 対象組織は、資源向上活動を実施する場合には、活動の内容に応じて、専門的技術を有する者の助言を得て活動を実施すること。
- 4 対象組織は、交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。
- 5 対象組織は、新たな環境負荷が生じないように、クロスコンプライアンス（みどりチェック）に取り組むこと。

第7 交付決定前着手

要綱第6の1に定める交付決定前着手届は、別記様式8により、知事に提出するものとする。

第8 実施状況の確認及び実績の報告

- 1 実施状況確認の報告に係る様式は、別記様式5に定めるとおりとする。
- 2 事業実績の報告に係る様式は、別記様式3-1及び別記様式7-1に定めるとおりとする。
- 3 対象組織は、様式4－7の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に市町村に提出するものとする。

第9 地域資源保全管理構想

地域資源保全管理構想に係る様式は、別記様式6に定めるとおりとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、区市町村長に提出するものとする。

ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画において、地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。

附 則（平成27年4月1日付26産労農振第2113号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月27日付29産労農振第1408号）

- 1 この要領は、平成29年10月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき平成28年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月16日付31産労農振第1334号）

- 1 この要領は、令和元年10月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき平成30年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和2年7月15日付2産労農振第857号）

- 1 この要領は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき令和元年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月6日付3産労農振第1316号）

- 1 この要領は、令和3年9月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき令和2年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月19日付4産労農振第976号）

- 1 この要領は、令和4年7月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき令和3年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月5日付5産労農振第928号）

- 1 この要領は、令和5年7月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要領に基づき令和4年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日付 6 産労農振第 2836 号）

- 1 この要領は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 8 月 2 2 日付 7 産労農振第 1380 号）

- 1 この要領は、令和 7 年 8 月 2 2 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領に基づき令和 6 年度までに交付された水土里保全活動支援事業費補助金の使途については、なお従前の例による。

(別記 1－1)

【区市町村から都に提出するもの】

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

市（区、町、村）

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

2 促進計画の目標

1. 旧 町地域

(1) 現況

(2) 目標

2. 旧 町地域

(1) 現況

(2) 目標

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①		
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

5 その他促進計画の実施に関し区市町村が必要と認める事項

(注) 区市町村の判断により必要と認める事項について記載してください。

(別記 1－2)

【区市町村から都に提出するもの】

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

市(区市町村)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定／変更]について(協議)

このことについて、市(区市町村)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を[制定／変更]したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)[第6条第4項／第6条第6項において準用する同条第4項]の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 市(区市町村)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案
- 2 促進計画作成の基礎となる関連資料(参考提出)

【区市町村から都に提出するもの】

年 月 日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

[illegible]

(別記2-1)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

○年○月○日

組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払（共同）」及び「(3) 資源向上支払（長寿命化）」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「（別紙）構成員一覧」に代えることもできる。

< 施行注意 >

記入内容が別記4-1と重複する場合は、「2（1）②実施区域」、「2（2）活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

(別記 2 - 2)

【活動組織から区市町村に提出するもの】

○年○月○日

区市町村長 殿

農業者団体等の名称

代表者名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

☒ 1号事業（多面的機能支払交付金）

☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(別記 3－1)
【区市町村から都に提出するもの】

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度 水土里保全活動支援事業実施計画書 (実績報告書)の提出について

水土里保全活動支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5の1(水土里保全活動支援事業実施要領第6)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 年度 水土里保全活動支援事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 年度 水土里保全活動支援事業 活動組織への補助金交付計画書(実績報告書)(別紙2)
3. 年度 水土里保全活動支援事業 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)
4. 年度 水土里保全活動支援事業 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表(別紙4)
5. 年度 水土里保全活動支援事業 特例措置適用実績報告表(別紙5)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」及び「実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「要綱第5の1」を「要綱第5の2」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。
3. 資源向上活動支援に係る事業計画の不備による過大交付があった場合は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。
4. 次の場合で、資源向上活動支援(長寿命化)を実施する場合は、事業実施計画書に(別紙4)を添えて提出するものとする。
 1. 農地維持活動支援において対象農用地面積の減少により事業計画の認定年度に遡って返還する場合
 2. 資源向上活動支援において対象農用地面積の減少により事業計画の認定年度に遡って返還する場合
5. 農地維持活動支援、資源向上活動支援において特例措置があった場合は、事業実施計画書に(別紙5)を添えて提出するものとする。
6. 水土里保全活動支援事業交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のための提出を省略することも可能とする。

(別紙1)

年度 水土里保全活動支援事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的

2. 事業計画(実績)及びその内容

(1)地域活動支援
ア. 農地維持活動
（ア）基本単価

区分		対象農用地面積・対象水路延長	交付額（都歳出額）	備考
田 ①		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	円
畑 ②		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	円
草地 ③		a	円	
	交付単価	(円/10a)	a	円
小計(面積)		a	円	
水路 ④		m	円	
	交付単価	(円/10m)	m	円
小計(延長)		m	円	
合計			円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

(2)資源向上活動支援
ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動
（ア）基本単価

区分		交付単価	対象農用地面積	交付額（都歳出額）	備考
田 ①			a	円	
	基本単価	(円/10a)	a	円	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
			a	円	
畑 ②			a	円	
	基本単価	(円/10a)	a	円	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
			a	円	
草地 ③			a	円	
	基本単価	(円/10a)	a	円	
	基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	
	継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
			a	円	
計 ①+②+③			a	円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

a.多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援				
区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（都歳出額）	備考
田 ①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額(事業費)：〇〇円】、【相殺額(国費)：〇〇円】）

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動の支援				
区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（都歳出額）	備考
田 ①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額(事業費)：〇〇円】、【相殺額(国費)：〇〇円】）

加算措置の 対象組織数
組織

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分		対象農用地面積	交付上限額(都歳出額)	備考
田 ①		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	交付額(都歳出額) 円	

(注1)区分及び交付単価は、都が策定した基本方針に従い記載し、区市町村により異なる場合には行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

(3)推進活動支援

ア. 促進計画の策定(実績)

策定期間	備考
月	

イ. 事業計画認定計画(実績)

① 活動組織の作成する事業計画の審査及び指導

審査、指導時期	審査、指導対象組織数	備考
	組織	

② 活動組織が作成する事業計画の認定計画(実績)

区分	認定時期	認定組織数	備考
地域活動支援	月	組織	
資源向上活動支援	月	組織	

ウ. 確認事務計画(実績)

① 活動組織の活動実施状況の確認

確認時期	確認対象組織数	備考
	組織	

② 活動組織の活動実施状況の報告(実績)

区分	報告の時期	報告内容	備考
地域活動支援	月		
資源向上活動支援 (地域資源の質的向上を図る共同活動)	月		
資源向上活動支援 (施設の長寿命化のための活動)	月		

エ. 推進・指導計画(実績)

① 活動組織等への説明会の開催計画(実績)

開催時期	説明内容	開催回数	参加人数	備考
		回	人	

② 活動組織の指導計画(実績)

指導時期	指導内容	指導対象組織数	備考
		組織	

③ 推進に関する手引きの作成計画(実績)

手引きの内容	配布先	作成部数	備考
		部	

オ. 交付・申請事務

活動組織からの申請書等の審査及び交付額の通知

審査時期	審査対象組織数	通知時期	通知対象組織数	備考
月	組織	月	組織	

キ. その他推進事業の実施に必要な事項

実施内容	実施時期	実施回数等	備考
	月		

3. 経費の配分

区 分	補助金に係る事業に要する経費（又は補助金に係る事業に要した経費）	負担区分		
		国 費	都道府県費	区市町村費
1. 地域活動支援（農地維持活動）	円	円	円	円
2. 地域活動支援（水路維持活動）	円	円	円	円
3. 資源向上活動支援 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	円	円	円	円
5. 資源向上活動支援 （施設の長寿命化のための活動）	円	円	円	円
6. 推進活動支援	円	円	円	円
計	円	円	円	円

4. 事業の完了（予定）年月日 年 月 日

5. 収支予算（収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減額		備 考
			増	減	
国費	円	円	円	円	
都費	円	円	円	円	
国庫補助対象	円	円	円	円	
都単独補助対象	円	円	円	円	
区市町村費	円	円	円	円	
国庫補助対象	円	円	円	円	
都単独補助対象	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 地域活動支援（農地維持活動）	円	円	円	円	
2. 地域活動支援（水路維持活動）	円	円	円	円	
3. 資源向上活動支援 （地域資源の質的向上を図る共同活動）	円	円	円	円	
4. 資源向上活動支援 （施設の長寿命化のための活動）	円	円	円	円	
5. 推進活動支援	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

＜施行注意＞
実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を（ ）で上段に記載するとともに、「補助金に係る事業に要する経費」を「補助金に係る事業に要した経費」、「5.収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(別添)

水土里保全活動支援事業 区市町村推進活動支援の経費の配分

(単位:円)

区分	対象経費					補助金に係る事業に 要する経費 (又は補助金に係る 事業に要した経費)	負担区分			
	事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費	補助金	国の交付金	都道府県	区市町村	その他
区市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)										
(1)促進計画の策定										
(2)事業計画認定										
(3)確認事務										
(4)事業計画の審査及び指導										
(5)活動組織の活動実施状況 確認事務										
(6)推進・指導										
(7)交付・申請事務										
(8)その他										

注: 都道府県が策定した基本方針の中で、区市町村推進事業として実施することとして定めた事項を記載すること。

(別紙2)

活動組織への補助金交付計画書(実績報告書)

[illegible]

(別紙3)

1. 返還等実施計画表
年度

(単位:円)

市町村名	対象組織名	返還等すべき 交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	翌年度以降の 返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計												

(注1) 上段に事業費、下段に都歳出額を記載すること。

(注2) 返還等を完了した組織については、記載しないこと。

(注3) 備考欄には、翌年度以降の返還等必要残額がある場合は返還等の年度割を、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

2. 返還等実績報告表
年度

(単位:円)

市町村名	対象組織名	返還等すべき 交付金区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還額	本年度の相殺額	翌年度以降の 返還等必要残額	市町村立替の有無	備考
合計												

(注1) 上段に事業費、下段に都歳出額を記載すること。

(注2) 本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。

(注3) 備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

(注4) 本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、区市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

(別紙5)
特例措置適用実績報告表
年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して 取り組んだ活動内容

(注1) 甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
(注2) 活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
(注3) 特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名(〇〇水路等)及び具体的内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。

(別記 3－2)
【区市町村から都に提出するもの】

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

水土里保全活動支援事業(多面的機能支払交付金)に係る事業計画書の提出
期限の延長届出書

水土里保全活動支援事業実施要領第3の4に基づき、下記のとおり、 年度における事業計
画書の提出期限の延長を届け出る。

記

1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2. 延長が必要な理由

(別記 4 - 1)

○年○月○日

【活動組織から区市町村に提出するもの】

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(水土里保全活動支援事業(多面的機能支払)に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	
(ふりがな)	
代表者氏名	
(ふりがな)	
所在地	

I. 地区の概要(共通)

<活動の計画>

☒	Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)	別紙
☐	Ⅲ. 2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
地域活動支援 （農地維持）					
資源向上活動支 援（共同）					
資源向上活動支 援（長寿命化）					
中山間地域等 直接支払					
環境保全型農業 直接支払					

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地面 積※ 1										計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限	
		田		畑		草地		採草放牧地					
多面 支払										a		円	
	中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円	
傾斜			傾斜		傾斜		傾斜						
取組 面積	環境 直払※ 2											a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 （多面支払）	水路	農道	ため池
うち、資源向上支払 （長寿命化）の対象施設			

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 （多面支払・中山間直払）
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙)

水土里保全活動支援事業（多面的機能支払）に係る活動計画書

Ⅱ. 水土里保全活動支援事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○

⇒

1. 交付金額

※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

※加算措置は除きます。

（1）地域活動支援（農地維持）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	円
畑		円/10a	円
草地		円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

（2）地域活動支援（水路維持：都単）

対象水路延長	交付単価	年当たりの交付金額
	円/10a	円

（3）資源向上活動支援（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに○をつけると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する
①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

（4）資源向上活動支援（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を
満たさない場合は○

集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化		活動支援班の設立		※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。
実施予定年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持活動支援 a 資源向上活動支援（共同） a 資源向上活動支援（長寿命） a

3. 活動の計画

(1) 農地維持活動支援

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画		
点検・ 計画策定	1	点検	※必ず選択してください。		
	2	年度活動計画の策定	※必ず選択してください。		
研修	3	事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施		
実践活動	農 用 地	4	遊休農地発生防止のための保全管理		
		5	畦畔・法面・防風林の草刈り		
		6	鳥獣害防護柵等の保守管理		点検結果に応じて実施
	水 路	7	水路の草刈り		
		8	水路の泥上げ		
		9	水路附帯施設の保守管理		点検結果に応じて実施
	農 道	10	農道の草刈り		
		11	農道側溝の泥上げ		点検結果に応じて実施
		12	路面の維持		点検結果に応じて実施
	た め 池	13	ため池の草刈り		
		14	ため池の泥上げ		点検結果に応じて実施
		15	ため池附帯施設の保守管理		点検結果に応じて実施
		16	異常気象時の対応		洪水、台風、地震等の発生後に実施
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動			※必ず選択してください。	

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

①中心経営体との役割分担による保全管理	④集落間連携や広域的活動による保全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	⑦その他
④新たな保全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上活動支援（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38 資源循環計画の策定	
活動区分		活動項目	計画
農村環境保全活動	実践活動		
	この線より上に行を挿入してください。		
啓発・普及	51 啓発・普及活動		

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

※34～38のいずれかを選択してください。

※実施する活動をプルダウンリストから選択し、○をしてください。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

・・・追加する農村環境保全活動

②「高度な保全活動の実施」

・・・高度な保全活動の活動項目

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

--

(3) 資源向上活動支援（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1－4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量	年度計画				
施設区分	活動項目	内容	(単位はkmか 箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
この線より上に行を挿入してください。								

☆直営施工の実施方針について ☐ 全部直営施工又は一部直営施工を実施する ☐ 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	→ (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) へ
組織の体制強化に対する支援	→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) へ

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数 2 つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

↓ 活動を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
52 遊休農地の有効活用		
53 農地周りの環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10 a	円
畑	a	円/10 a	円
草地	a	円/10 a	円
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支援（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和6年度廃止）（令和10年度までの経過措置）

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	人	+ 団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+ 団体	団体	=	人・団体	・・・①
合計	個人	人	+ 団体	団体	=	人・団体	・・・②

・ 農業者以外の割合 % ・・・ ①/②

③－１ 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
参加する実践活動を毎年度行う。

③－２ あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③－１、２いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支援（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額されます。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 年度	400,000 円/広域活動組織

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／年・組織、15,000ha以上のとき160,000円／年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：



1号事業（多面支払）



2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）



組織名：

〇〇 年度 水土里保全活動支援事業(多面的機能支払交付金) 活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された

活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分

[illegible]

農業者	農業者 以外	合計
0人	0人	

活動に参加した最大人数

【活動組織から市町村に提出するもの】

水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金） 金銭出納簿

組織名：

- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	0	
2.交付金	0	
3.利子等	0	
4.日当		0
5.外注費		0
6.その他支出		0
7.返還		0
次年度への持越（残高）		0
合 計	0	0

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越	0	
2.交付金	0	
3.利子等	0	
4.日当		0
5.外注費		0
6.その他支出		0
7.返還		0
次年度への持越（残高）		0
合 計	0	0

【集計】 3 水路維持（都単独補助）（円）

項目	金額	
	収入	支出
1.前年度持越		
2.交付金	0	
3.利子等	0	
4.日当		0
5.外注費		0
6.その他支出		0
7.返還		0
次年度への持越（残高）		0
合 計	0	0

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。（他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載）

番号	費目	内 容（例）
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ日、花の種、苗代など 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
7	返還	返還金

(別記 4－4)

【活動組織から市町村に提出するもの】

○年○月○日

市町村 長 殿

組織名称

代表者氏名

年度 水土里保全活動支援事業（多面的機能支払交付金）に係る実施状況報告書

水土里保全活動支援事業実施要領（平成27年4月1日付け26農振第2113号26産労農振第2113号）第4の2に基づき、水土里保全活動支援事業の実施状況について、別添のとおり報告します。

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称

<〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

	項 目	金額	備 考
収入の部	前年度からの持越金		
	1. (農地維持・資源向上(共同))		
	前年度からの持越金		
	2. (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同)交付金		
	4. 資源向上(長寿命化)交付金		
	5. 利子等		
	合 計		

	項 目	金額	備 考
支出の部	1. 支出総額		
	(農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入))
	(農地維持・資源向上(共同))		
	5. 次年度への持越金		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入))
	(資源向上(長寿命化))		
	合 計		

水路維持支援

	項 目	金額	備 考
収入の部	1. 水路維持補助金		
	2. 利子等		
	合 計		

	項 目	金額	備 考
支出の部	1. 支出総額		
	日当		
	外注費		
	その他		
	2. 返還		
	合 計		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	令和○年○月○日
-----	----------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 地域活動支援（農地維持）

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考	
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検				
		2 年度活動計画の策定			実施（予定）年度：○年	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修			実施（予定）年度：○年	
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積	a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り				
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理				
	水路	7 水路の草刈り				
		8 水路の泥上げ				
		9 水路附帯施設の保守管理				
		100 配水操作				
	農道	101 安全施設の適正管理				
		10 農道の草刈り				
		11 農道側溝の泥上げ				
		12 路面の維持				
	ため池	13 ため池の草刈り				
		14 ため池の泥上げ				
		15 ため池附帯施設の保守管理				
		102 配水操作				
		103 安全施設の適正管理				
	共通	16 異常気象時の対応				
		104 異常気象時の対応				

活動区分	活動項目	計画	実施	備考	
				実施日	
保地全域推進源の活動に適切なもの	17 農業者の検討会の開催				
	18 農業者に対する意向調査、現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備等				
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
	21 地域住民等に対する意向調査等				
	22 有識者等による研修会、検討会の開催				
	23 その他				

(2) 資源向上活動支援（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の 軽微な 補修	機能 計画 策 定	24 農用地の機能診断			
		25 水路の機能診断			
		26 農道の機能診断			
		27 ため池の機能診断			
		28 年度活動計画の策定			
	研 修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施（予定）年度：○年
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等			
		31 水路の軽微な補修等			
		32 農道の軽微な補修等			
		33 ため池の軽微な補修等			
		105 水路安全施設の設備補修等			
		106 ため池安全施設の設備補修等			
農村 環境 保 全 活 動	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定			
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
		38 資源循環計画の策定			
	実 践 活 動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）			
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）			
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）			
		47 その他（景観形成・生活環境保全）			
	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
	啓発・普及	51 啓発・普及活動			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施			
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農村関係人口の拡大			

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援	—	—	実施日	

(3) 資源向上活動支援（長寿命化）

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

計画					実績				
施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	左記が水路 の場合、うち排水路延長 (km)	完成数量 (km,箇所)				調査・ 設計等 のみ
					前年度まで	本年度	左記が水路の 場合、うち排水路延長 (km)	合計	
「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。									

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無

有・無

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

甚大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名（○○水路等）及び具体的な活動内容（L=○○mの復旧等）を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。

- ・今年度、新たに構成員が加わった。
- ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。
（仕組みを活用して人材を確保できた）

（仕組みを活用したが人材の確保はできなかった）

- ・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。

※学校、企業、農業に関心のある非農業者等

- ・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

別紙

持越金の使用予定表
地域活動支援（農地維持）・資源向上活動支援（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計		0	円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金の使用予定表
資源向上活動支援（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計		0	円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

(規約別紙)

(別記4－5)

令和〇年〇月〇日

構成員一覧

以下3.の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・P T A	N P O	その他の農業者以外団体

(別記 4－6)

【活動組織から区市町村に提出するもの】

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙 2 の第 5 の 5 の (1) のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

第 1 条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

第 2 条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第 3 条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し記名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

(別記 4－7)

申請時記入日： 年 月
報告時記入日： 年 月

水土里保全活動支援（多面的機能支払交付金） 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名： ○○活動組織

	（１）適正な施肥	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
①	「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☐	☐
②	「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☐	☐

	（２）適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
③	多面支払（※２）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	☐	☐	☐
④	「環境負荷低減の取組への支援」（※１）の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐

	（３）エネルギーの節減	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☐	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☐	☐

	（６）生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑨	多面支払（※２）の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 （します）	報告時 （しました）
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☐	☐
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☐	☐
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☐	☐	☐
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	☐	☐

注１ 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は

実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注２ 記載内容に該当しない場合は「（該当しない □）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※１ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙２の第６の２の（１）のウのｄ及び第４の１の（３）の活動をいう。

※２ 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

(別記 5)
【区市町村から都に提出するもの】

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町村長

年度 水土里保全活動支援事業(多面的機能支払交付金)に係る
実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、水土里保全活動支援事業実施要領第6の1に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

1. 実施状況確認表(別紙)

(注)確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書及び区市町村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

(別紙)
実施状況確認表

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(別記 6)

【活動組織から区市町村に提出するもの】

番 号
年 月 日

〔 区市町村長 〕 殿

〔 対象組織代表
氏 名 印 〕

年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

水土里保全活動支援事業実施要領（平成 27 年 4 月 1 日付 26 産労農振第 2113 号）第 7
の規定に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

(別添)

地区地域資源保全管理構想
(年 月作成)

1. 地域で保全管理していく農
用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

(別記7－1)

(番 号)
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(事業者 氏 名)

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画承認申請書（実績報告書）

水土里保全活動支援事業実施要綱第5の7（交付要綱第10の1）に基づき、実施計画承認申請書（実績報告書）を提出します。

<施行注意>

実績報告の際は、「実施計画承認申請書」を「実績報告書」、「実施要綱第5の7」を「交付要綱第10の1」に置き換えるものとする。

(別紙)

年度

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画書（実績報告書）

（事業者名）

年 月

＜施行注意＞

実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」に置き換えるものとする。

1 事業の必要性

2 事業対象となる農業用水路の諸元

(1) 農業用水名

(2) 管理者 (市町村・土地改良区・用水組合)

(3) 所在地 (地先) ～ (地先) ※事業対象箇所 の 始点と終点を表示

(4) 受益面積 (ha) ※事業対象箇所から下流の受益面積

(5) 受益農家戸数 (戸) // 受益戸数

(6) 主作目 (米・梨など)

3 事業量

(浚渫水路延長) (m)

4 事業費 (税込み) 円 (補助金 円)

(補助率 3/4 10mあたり 20 万円以内)

5 添付書類

※計画 (実績) 位置図

(撤去範囲を分かるように記載 (難しい場合は地形図上に撤去範囲を記載等))
受益面積や水路延長がわかる図面が望ましい。

※現況写真 (全景及び土砂堆積状況等)

(申請時 (完了時) の現況写真を添付)

※事業費の内訳資料

(別記様式7－2)

(番 号)
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(事業者 氏 名)

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画変更承認申請書

水土里保全活動支援事業実施要綱第5の7に基づき、下記のとおり実施計画の変更承認を申請します。

記

変更理由

(別記7－3)

(番 号)
年 月 日

事 業 者 殿

東京都知事

水土里保全活動支援事業（水路浚渫支援）実施計画承認通知

年 月 日付 第 号で申請のあった事業実施計画については。水土里保全活動支援事業実施要領第5の3に基づき、これを承認します。

つきましては、水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱第3に基づき、補助金交付申請書の提出をお願いいたします。

(別記8)

(番 号)
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(事業者 氏 名)

水土里保全活動支援事業費補助金交付決定前着手届

水土里保全活動支援事業実施要綱第6の1に基づき、 年 月 日付(第 号)で承認を受けた実施計画に基づく本事業について、下記の条件を了解の上、交付決定前に着手することとしたのでよろしく
お願いいたします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの
損失は、事業者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業について、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

実施主体	用水名	事業量 m	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
			事業費 円	うち都 費 円			